

平成 21 年度 第 4 回 大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定委員会

日時：平成 22 年 3 月 4 日（木） 14：00～15：40

場所：大和市生涯学習センター 1 階 講習室

委員：鈴木会長、鳥原委員、星野委員、春日委員、市川委員、田邊委員、澤田委員、土橋委員、柴崎委員、境委員（欠席）、阿南委員（欠席）

傍聴者：4 名

事務局：菊地原課長、柏木主幹、進藤係長、民實、高瀬

会議次第

1. あいさつ
2. 議 題
 - (1) パブリックコメントについて
 - (2) 大和市障がい者福祉計画案について
 - (3) 大和市障がい者福祉計画概要版について
3. その他

開 会

1. 会長あいさつ

会長：ただいまより、平成 21 年度第 4 回大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定委員会を開会する。本日は計画の最終案について、パブリックコメントの結果を含め検討いただく。内容については、事務局より説明をお願いする。

課長あいさつ

課長：本日の委員出席状況等について報告する。本日は 2 名の委員が欠席である。また、傍聴者の皆様には、発言権のないこと、資料については委員会終了後回収させていただくことを了承いただきたい。

2. 議 事

(1) パブリックコメントについて

事務局より資料に基づき説明

(主な意見)

事務局：障害者自立支援法に伴う法制度的な問題や、国・県・市の役割や、様々な統計に基く障がいごとの差異等について、多数の意見を頂いた。パブリックコメントで出された

意見や疑問点については、個別に質問に答えるのではなく、市の回答を分かりやすく示すと共に、今後の参考とするという方針を示させていただいた。

会長：このパブリックコメントの回答は、公表されるのか。

事務局：市として答えられるものについてはできるだけ回答し、公開を予定している。

会長：回答は公開され、また計画内容への反映も行われるということだが、委員の皆様で気になった点などはないか。

委員：「重度障害者医療費助成は精神障がい者も対象にしてほしい」という意見についてだが、これは精神障がい者団体の悲願でもある。3障がい同一化とうたわれていながら、精神障がい者のみ対象となっていない。私も様々な要望の場で、市や県に伝えてきた。先日、神奈川県からの回答を受けたが、県の見解は「地方分権の意味合いから、重度障害者医療費助成は市町村が実施主体であり、市町村が精神障がい者を対象に実施すれば、県としても検討する。県に要望すると「市町村が実施主体」と言われ、市に要望すると「県が実施主体」と言われるのが現状である。県下でも実施している市もあることを踏まえ、大和市としても実施を検討してほしい。

事務局：委員より出された意見については、市としても承知している。重度障がい者の福祉については、県の財政難に伴い縮小傾向にあり、利用者の所得制限や利用者負担の導入など、県も市も財政の問題で厳しい状況となっている。その様な中で、重度障害者医療費助成を精神障がい者にも適用するかどうか、慎重に検討している。例えば厚木市は、精神障がい者に対する適用を実施したが、それに伴い身体障がい者の所得制限・年齢制限を設けた。県としては補助金を削減する方向であるが、市としては現行制度の維持と共に、精神障がい者に対する適用についても県に強く求めているところなので、ご理解を頂きたい。

会長：委員の意見は、委員会として尊重すべきものであるが、実現のための財政的な問題は難しい。計画内容は策定委員会からの提案となるが、財政的な問題は、庁内や議会の検討範囲となる。

委員：県知事が（トップダウンで）決定を下して、県が実施してくれればよいと思う。先日県議会に 8201 名の署名をつけて陳情書を出して、「継続審議」という結果となった。今後も、県・市の両方に要望をしていくので、十分に審議してほしい。

事務局：医療費については、国の制度により 1 割負担から 3 割負担になった経緯がある。そのため本来であれば、障がい者医療の助成制度は、障がい者が医療にかかりにくいという問題を解決するための福祉制度としてあるべきはずが、医療制度の代替策としてここまでできてしまった。また、県も市も相当の財源を必要としてきた。広域的・制度的に確立されていくべき問題であり、市としても取り組んでいきたい。また精神障がい者は非常に増えており、自立支援医療による通院支援はもとより、県として各種の助成制度を設けていることは、県が対応策を行っているといえる面もある。ただし、精神障がい者は非常に合併症も多く、人工透析の患者同様、合併症についての助成も必要であるなど課題も少なくない。

委員：パブリックコメントから話が離れるが、大和市の市議会について質問したい。議会で、障がい者に関する審議もなされていると思う。今回の計画について意見が出されているのであれば、内容を市より報告していただき、策定委員会として諮っていききたい。

事務局：市議会からは今回の計画にかかわらず障がい施策に関して様々な意見が出されている。市議会は計画に対しての意見というよりも、主に一般質問で質問・意見という形で出され、それらの個別の意見に市の方向性や考え方を答えていく形をとってきている。

会長：議会から出された意見は、ヒアリング結果等とあわせて委員会で審議され計画に盛り込まれた、という理解でよいか。

事務局：その通りである。先ほど出された精神障がい者の問題や重度障がい者の問題については、市の方針が議会にも了解され、市として県に要望していく方針で一致した。ただし、採択されるかどうかは、県の財政上の問題や、施策としての優先順位の問題はある。

委員：確認したいことは議会が出された意見が計画内容に反映されてきたのか、ということだ。

事務局：計画内容の方向性において、反映されている。

会長：パブリックコメントで出された意見には、計画に盛り込まれている内容や既に行われている内容が多い。これは、市のサービス内容の周知に課題があるともいえるのではないか。今後検討していただきたい。

(2) 大和市障がい者福祉計画案について

事務局より計画書案に基づき説明

(主な意見)

委員：「1章-4.計画の期間」に、「平成21年度については、『大和市障がい者福祉計画』が策定されるまでの間、前計画を延長し、『障がい福祉計画』においては、平成20年度に暫定的に整理を行いました。」と記載されているが、今後どの時期に見直しを行い、策定委員会として検討していくのか。

事務局：障がい福祉計画については、自立支援法の基本指針において、3年ごとの見直しが義務づけられている。今回は22年度から23年度の計画となり、次期計画は24年度から26年度の期間となる。進行管理については、来年度以降の策定委員会において、サービス見込み量の数値や事務事業評価等を活用しながら行っていく予定である。

委員：確認になるが、障がい福祉計画において、サービス見込み量の数値については、23年度に見直すまでは継続して同じ数値を使うことになるのか。

事務局：障がい者福祉計画と障がい福祉計画について整理させていただくと、まず障がい者福祉計画については、上位計画である第8次大和市総合計画の基本計画策定と障がい福祉計画の見直しの時期を考慮して、期間を5年間(22年度～26年度)と定めた。次に、障がい福祉計画については、期間を2年間(22年度～23年度)と定めた。21年度の障がい福

祉計画の数値については、21年度に障がい者福祉計画の策定期間となったため、20年度に数値目標等について暫定的に整理した。

会長：事務局の説明の繰り返しになるが、障がい福祉計画の本文では、サービスの見込み量において、21年度から23年度の各年度の数値が設定されている。20年度に基本計画（障がい者福祉計画）がない中で暫定的に見直しをした数値である。今回の策定検討の結果として正式に示された数値である。

事務局：補足すると、障害者自立支援法下の障がい福祉計画は、期間として切れ目があるとはいけないので、22年度から23年度の計画期間とした。21年度については、20年度に数値目標について暫定的に整理した。障がい者福祉計画は「やまとハートフルプラン」（19年度～20年度）の終了後、21年度については同プランを延長し、22年度以降の新しい計画として今回策定をした。

委員：今回示された障がい福祉計画の22年度・23年度のサービス見込み量の数値については、1回決まれば、3年間は見直しがしないのか。

事務局：3年間の見直しは、国から義務づけられているものである。

委員：政権交代等に伴って障がい者施策の方向性が変わる場合には、数値についても見直しが行われるのではないか。

事務局：国の方針変更があれば数値は見直すこととなる。数値の考え方や、再検討の方法については、変更の際にあわせて示されるので、その内容に準じて検討する。その場合、当該委員会に諮ることとなる。

会長：現在の障がい福祉計画の数値は、自立支援法の中で3年間での見直しと定められているが、国の方針が大きく変更される可能性は十分にある。その場合には、改めて適切な数値が再検討されることとなる。なお、現在のサービス見込み量については、大幅に不足するなどの問題は生じていないという理解でいるが、よろしいか。

事務局：サービス量は充足していると認識している。ただし、障害者自立支援法においては、現在に至るまでに利用者負担についての考え方の変動や、施設等の新制度への移行が十分に進んでいないなどの問題がある。基本的には、現行の利用者のサービス内容を維持しながら地域移行の仕組みを進めることが重要であるが、現状では、障害者自立支援法の給付制度に移行している施設は半分程度にとどまる。作業所においては、県内でも3割程度しか移行が進んでいない。全国的に移行が十分に進んでいない点は、改正案でも問題点として指摘されている。

会長：国の方針に自治体計画は翻弄される面があるが、委員会としては委員から出された意見については、市民のニーズとして尊重していきたい。

委員：委員の意見を聞いて、数値目標や国の方針については、行政関係者には分かりやすくても、一般の人には分かりにくいことが多いという点について、留意する必要があると感じた。

会長：計画内容については、委員会で了解頂いたということによろしいか。

全委員：(異議なし)

会長：計画内容については委員の皆様にご了解頂いた。

(3) 大和市障がい者福祉計画概要版について

事務局より概要版について説明

(主な意見)

委員：概要版は、全戸配布されるのか。

事務局：全戸配布は難しいが、概要版は1000部印刷して、市内の必要な箇所に配布させていただく。また、今回はSPコード化、CDや録音テープの作成、ホームページで公開を予定している。

会長：概要版は計画書の内容がコンパクトにまとめている。事務局から説明があったように、情報公開については様々な形での提供をお願いしたい。また、表紙は松風園の利用者が描いた絵が綺麗に使われていて、素敵な仕上がりとなっている。実際の印刷ではカラーになるのか。

事務局：計画書本体の表紙はカラー、概要版は2色刷りとなる。

3. その他

大和市障がい者福祉計画審議会について

事務局：市の方針により、4月より「大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定委員会」を「大和市障がい者福祉計画審議会」という名称に変更させていただく予定である。

今後の予定について

事務局：今後は、3月中にパブリックコメントの結果の公表と計画の内部決裁を行い4月より計画開始を予定している。

その他

事務局：今回の策定にあたっては、出来る限り多くのヒアリング調査を実施するなど工夫を重ねた。また今後の施策展開においては、障がいごとの細やかな現状把握や対応策の重要性を踏まえながら進めていきたい。今後も、障害者自立支援協議会の役割を強化するなど、地域の関係者の皆様にご力を発揮して頂き、計画を推進していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

以上

大和市障がい者福祉計画素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）について

募集期間

平成22年2月1日（月）～3月2日（火）（30日間）

実施広報

広報やまと及び市ホームページ

募集方法

郵送・直接持参・ファクシミリ・電子メール

閲覧場所

市役所本庁舎1階 情報公開コーナー

保健福祉センター5階障がい福祉課

渋谷分室、各連絡所

各学習センター、各コミュニティセンター（改装工事中の草柳コミセンを除く）

市のホームページ

意見提出の状況

意見者数 8人

意見件数 27件

意見概要と考え方等

	意見の概要	考え方等
1	特別支援学校生徒数について(P15) 特別支援学級児童生徒数について：特別支援級児童生徒数の中に、近隣の肢体や知的の特別支援学校へ通っている児童生徒数は含まれているか。将来必要になってくる施設の数やサービスの幅に影響が出ると思うので、正確に把握する必要がある。	「特別支援学級・児童、生徒数」は市内の特別支援学級数、特別支援学級に通学する児童・生徒の状況です。特別支援学校へ通う児童・生徒については、神奈川県がその人数を把握しておりますが、圏域での把握となっているため市単位の人数は集計していません。このため、計画素案の表8（P15）には反映してありません。 しかしながら、独自の調査や児童・生徒の進路状況、特別支援学校からの進路相談等により必要とする状況の把握を行っています。今後もサービス提供に必要な状況等の把握に努めてまいります。

2	<p>ヒアリングの調査団体について(P32) 知的の瀬谷養護があるのになぜ肢体の養護学校にヒアリングを行わないのか。肢体の児童は少ないが、少ないからこそ理解されないことが多い。重複障害の児童も肢体の養護学校に通学していることが多い。個人のアンケートも年配の方が多く、子供については調査が不十分で有ると思う。追加でヒアリングを行う必要がある。</p>	<p>アンケートによる意識調査については、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者について、年齢・等級・障がい種別等バランスを考慮し抽出しております。また、設問に「子どもの生活状況」の項目を設け、子どもに関する調査を充実させました。さらに、アンケート調査では把握しづらい障がい特性によるニーズや介助者の意向などを把握するために関係機関や関係団体等にヒアリング調査を実施し、アンケートと合わせ総合的に把握することに努めました。</p> <p>今回のヒアリングでは、大和市肢体不自由児者父母の会にご協力いただくとともに、三ツ境養護学校も委員として参加している大和市障害者自立支援協議会児童部会においてもご意見をいただきました。</p>
3	<p>施策3-4について(P61) 学校での生活(教育・保健・福祉・医療)はもちろん必要なことだと思いますが、給食での食育にも取り組んで欲しいです。障害によって食事の形態が常食では困難な場合が有ります。特別支援級においても安全に食べることができる様にして欲しいと思う。</p>	<p>子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう教育活動の場において児童・生徒へ「食育」を行うことは重要です。</p> <p>特別支援学校においては、給食を自立活動として位置づけており、調理の過程から個人に応じた食の形態にして提供することが可能になっています。特別支援学級においては、個々の状況に応じた対応行っておりますが、嚙んだり、飲み込んだりする働きが弱いお子さんは、誤嚥下する可能性も高く、給食の提供も慎重な対応が必要であると考えています。</p> <p>衛生面に考慮しながら、安全で安心な学校給食を提供できるようにすることが大切だと認識しています。</p>
4	<p>施策3-9について(P71) リハビリ科の医師と連携している理学療法士による継続的な機能維持の訓練や、作業療法士・言語療法士の訓練の充</p>	<p>本市で行う児童の機能訓練は日常生活の向上を図るための機能訓練や生活上の相談を基本と考えております。したがって、医師の処方による保険適用の医療的な機能訓練については、対象とし</p>

	<p>実をして欲しいと思います。そして機能維持の理学療法訓練など訓練に年齢制限は必要ないと思います。</p>	<p>ておりません。日常生活の向上を図るための機能訓練につきまして、今後も継続して行ってまいります。</p> <p>また、訓練の年齢制限につきましては、早期療育の観点から、個別対応は、児童年齢までとしております。なお、18歳以上の方につきましては、障害者自立支援法に基づく生活介護等の利用の促進や専門職員が障がい者施設に赴き技術的な援助を行うなど間接的な支援を行ってまいります。</p>
5	<p>補装具の制作について</p> <p>現在、補装具を制作するときには市外の専門施設に行かなければ作ることができません。しかしPT・OT訓練を市内で行っているため専門的な連携をとる事が出来ません。個人の特性を把握している市内のPT・OTの元での補装具制作が必要に思います。</p>	<p>座位保持装置や車椅子など補装具の作成・調整の支援について必要に応じ対応しています。</p>
6 ~ 8	<p>三障害が一本化したにもかかわらず、他障がい者施策と格差があり不公平感を感じる。</p> <p>重度障害者医療助成を精神障がい者も助成して欲しい。(他2件)</p>	<p>心身障害者医療費助成は神奈川県制度に基づく事業を行っており、精神障がい者への医療助成は県制度としての対応が必要と考えています。</p> <p>今後も引き続き、実施に向けて機会あるごとに県に対し働きかけを行ってまいります。</p>
9 ~ 10	<p>精神障がい者対策をしたら、自殺が減ったというデータもあります。(他1件)</p>	<p>本計画素案において重点施策として施策3-4で「自殺対策の推進」を位置づけており、精神障がい者施策も含め総合的な対策に取り組んでまいります。(P47)</p>
11	<p>素案の精神障害者保健福祉手帳保持者数は実数とかけ離れている。手帳を保持しても何のメリットもないからだと思う。</p>	<p>本計画素案では、精神障害者保健福祉手帳保持者だけでなく、自立支援医療受給者も含めて調査等を行っています。</p>

1 2	<p>P78「1) 障害者自立支援法の今後の方向性」について「今後の方向性は、平成 21 年 5 月に示された・・・内容を基本としていくと思われませんが」との記述は、本計画の開始時点を考慮し、平成 21 年 12 月の障害者制度改革推進本部の設置などを踏まえること。</p>	<p>P78「1) 障害者自立支援法の今後の方向性」において、障がい者制度改革推進本部について記述し、文章の整理を行いました。</p>
1 3	<p>P80 障害者地域作業所の新体系への移行に伴う、地域の活動拠点としての機能充実の内容に、移行後の障害福祉サービスの対象からまれてしまう利用者が想定されることから、その対応(いざという時相談できる場所や人がいるという相談機能、出かけるところがあるという居場所の積極的な役割がある)を位置づけ事業化すること。</p> <p>その際に、市内全体で必要な社会資源が整備されているということと同時に、利用者にとっての「相談や利用のしやすさ」を考慮し、障がい福祉サービス事業と市の単独事業を同一拠点で実施するなど多様な実施形態を採用すること。</p>	<p>障害者地域作業所の新体系への移行につきましては、現在の利用者全員が新制度に移行することを基本とし進めています。</p> <p>また、本計画では、障がい者福祉計画 方針 3 ライフステージに応じた生活支援 施策 3-3 地域生活支援サービスの充実(P59)において、「障がい者地域作業所において、自立支援給付等の新体系の事業を行なうとともに地域生活事業を展開することにより、地域の活動拠点としての機能充実をはかることを検討します。」と位置づけています。</p>
1 4	<p>P88(工) 就労継続支援について、現在の精神障がい者地域作業所の実績からすると、決まった曜日の決まった時間への通所を毎日求めることは、精神に障がいのある利用者の生活実態を反映していない。現在の地域作業所への市補助は、年額を定めた包括的補助であるが、移行後に障がい者福祉サービスの対象となると、日払い報酬制度となる。</p> <p>3 障がい一律ではなく、障がいの特性や実態を踏まえた制度となるよう国に要望すること。可能な場合、市単独で補</p>	<p>本計画素案では、障がい福祉計画において、国の指針にしたがい自立支援給付等の数値目標やサービス見込み量等を定めています。</p> <p>そのため、日払い報酬制度など、個別の制度に係る要望等については反映しておりません。しかしながら、課題として認識しておりますので、今後も機会をとらえ要望をさせていただきます。</p>

	完する事業を実施すること。	
15	<p>大和市自立支援協議会について 当市における公的裏づけが判然としな い。</p> <p>自立支援センター事業者は、指定管理 業務として自立支援協議会を受諾して いるのか。</p> <p>所管課は、障害福祉課。行政も公務と して会に参画の様子。計画には、多くの 場面で役割を果たす。</p> <p>相談支援事業の実行に際し、相談支援 の完成に欠かせないものとして存在は 謳われるが、相談支援事業と自立支援協 議会は各々独立の存在。自立支援協議会 論では、相談支援事業の評価機能が定義 付けられている。相談支援従事者が事務 局として存在に課題はないだろうか。</p>	<p>大和市障害者自立支援協議会は、障害者自立支 援法に基づき、地域の実態や課題等の情報を共有 し、各機関の連携による地域ネットワークの構築 や社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシ ステムづくりを推進し地域の課題解決に努めて いる組織です。</p> <p>自立支援協議会の設置は、相談支援事業を効果 的に実施するために国が示している手法として 広く実施されていることから、大和市でも相談支 援活動を軸とした自立支援協議会の運営を行っ ています。</p> <p>自立支援協議会の運営につきましては、今後も 相談支援事業の役割と位置づけなど国の動向を 見極めながら進めてまいります。</p>
16	<p>大和市自立支援協議会と策定委員会 の関係について</p> <p>21年11月の自立支援協議会議事録に は、骨子案について、3点の変更を確約 している。骨子案への変更を策定委員会 を通せず、承認なのだろうか。策定委員 への承認が、書類審議であっても、その 過程を踏んでいないのではないか。</p>	<p>平成21年11月30日開催の市障害者自立支援協 議会定例会議事録における「主な変更点」につい ては、前回平成21年9月14日開催の市障害者自 立支援協議会定例会において、説明させていただ いた計画骨子案について、その後計画素案（案） に盛り込んだ主な内容を報告したものです。</p> <p>なお、内容につきましては、平成21年11月12 日開催の大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計 画策定委員会の中で報告したものと委員より意 見をいただき盛り込んだものであり市障害者自 立支援協議会で確約したものではありません。</p>
17	<p>計画の策定要素：計画は、次の要素を 基礎に置いて、なされると思われる。</p> <p>統計的データによる客観的事実</p> <p>既存政策（ハートフルプラン）の実行 による結果</p>	<p>身体障がい者手帳、療育手帳、自立支援医療受 給者（精神障害者保健福祉手帳所持者含む）から 対象者を抽出しました。</p> <p>調査項目は、3障がいについて共通した項目を 基本に、障がいの内容による特性も踏まえた意見</p>

<p>A 当事者の調査：意識調査として、福祉環境受容者の状況・観点。</p> <p>B 事業者の調査：ヒアリングとして成された福祉環境を作る側の観点。</p> <p>C 当事者団体：ヒアリングを通じ、受容者が気がつきにくい福祉観点。個別意識調査では、掬えない観点。</p> <p>計画の策定は、A B Cを起点に、委員観点による議論、行政視点を入れて、完成されるのであろう。</p> <p>策定案について</p> <p>策定案には、ライフステージに応じた観点があるが、ライフステージに応じた必要事項、調査やヒアリングを反映した施策の力点、策定要素への取り込みが、計画に十分に反映されていないように見える。</p> <p>統計的データについて</p> <p>身体障害者は、高年齢層、高年齢発症といった層が多い。知的障害は、児童期層から存在する。ここ2-3年は、児童の軽度者が激増。このような、統計的背景から、意識調査の対象、声の聞き方が見えてくるはずである。</p> <p>また、身体・知的は、児童の存在が統計的对象となり、知的の特異性が示されるが、精神については、観点なし。精神は、厚労省の統計（平成15年）では、発生時年齢19歳以下が40%を占める。</p> <p>年齢によって、何が起きているかは、後の意識調査の対象の分類、その後の政策比重に関わる要件と思われる。</p> <p>意識調査について</p> <p>どのような状況にあるか、どのようにありたいか、浮かびあがって来る部分であるが、解析により政策重点を浮かび上が</p>	<p>を反映できる内容としたことから、系列的質問項目に必要な応じて特定質問項目を付加し、質問項目数をなるべく減らし、クロス集計を活用する方式とし対象者に負担をかけないように設定しました。</p> <p>また、市の第8次総合計画の理念を基本に、まちづくり、子育て、地域、人権等に関連する内容については、それぞれの個別計画で、障がい者への対応が基本的に示されていることから、障がい者の実態を補完する最小限での調査項目としました。</p> <p>なお、障がいに係る身体状況による意向、介護者家族等の意向、事業所に係る意向等については、関係機関及び団体及び自立支援協議会へのヒアリングを通して把握し、アンケートと合わせて総合的に分析していくこととしました。</p> <p>また、調査分析の視点、分析の方向性についての、多数の詳細なご提案につきましては、次回策定時の参考とさせていただきます。</p>
--	---

	<p>らせきれず、政策に反映させるに不十分である。何よりも、サンプル数が少ない、偏りのある回答層、これらを勘案し目を凝らさないと、実態が見えてこないのではないだろうか。</p> <p>また、調査対象者の分類において、重複所持者を3分類に属させず、その他者として議論。重複所持者こそ抱える課題が多く、ここに焦点の政策もあるのではなかろうか。</p> <p>分析の視点、分析方法について 年齢構成の解析、同居者、外出頻度、子どもの生活状況、就労、収入、就労者割合、暮らしの充足度、グループホーム利用意向、通所事業への要望、等各項目について、分析の視点および分析結果について、疑問や問題点を感じている。</p>	
18	<p>当事者関係団体へのヒアリング 当事者団体は、偏りが出来る。また、策定委員会当事者、自立支援協議会構成者にもなっている。同じところからの意見となっていないだろうか。他の市町村では、もっと広く通所者親の会へもヒアリングを拡げている。</p>	<p>ヒアリングによる意識調査についてはアンケート調査と合わせてより広く意見をうかがうこととしました。</p> <p>今回のヒアリングでは、大和市障害者自立支援協議会専門部会、サービス提供事業者、保育・学校関係、当事者関係、相談支援事業関係に分類し、分類別に22団体等より、障がい者福祉全体に関する意見から事業レベルの具体的な提案まで多くの意見をいただき、求められる施策の方向性を検討する材料とさせていただきました。</p> <p>ご指摘のとおり一部重複する構成員の方がいらっしゃいますが、その団体の代表としての立場での意見と捉えております。</p> <p>また、通所施設等の親の会等へのヒアリングにつきましては、今後の計画策定時に検討してまいります。</p>

19	<p>傘にたとえるならば、骨組みはかえても、間に張られた布地（事業）の変わらない傘が障害者に差される。</p> <p>ライフステージに応じた福祉計画ならば、どの障害・障害程度者が、どの年齢層が、何を求めているのか、マトリックスを作成し、現行事業で何処までカバーできるのかを整理し、更に健康都市大和を軸にどうあるべきかが欲しい。</p> <p>記述に現れる作成の背景例（アンケート・ヒアリング）は、限られた例であろう、それに対比した施策ではなく、意識調査こそが求めるもののベースではないだろうか。（アンケートの声は、補強するもの、の位置づけととらえるべき）</p>	<p>本計画素案は、アンケートやヒアリングによる意識調査により幅広く意見をうかがい、その結果や意見を積み上げることにより、本市の障がい者の課題やニーズをまとめ、障がい福祉施策全般にわたり取り組むべき事柄について事業体系を定めています。</p> <p>また、市政運営の基本方針となる第8次大和市総合計画の基本目標1の「一人ひとりが元気でいられるまち」の実現に向け、基本理念、三つのめざすまちの姿、五つの方針を定めています。</p>
20	<p>障がい者福祉計画 2 施策の実施 1 - 3 相互理解の基礎作り（P45）</p> <p>提案：(A)</p> <p>子どもの時から障がいについての理解を持ってもらうための1つの方法として、市内の公立私立の各小・中・高・短大・大学・専門学校に各障がいについて書かれた本・冊子などのセットを作り、それぞれの学校に置いてもらう（贈る）。</p> <p>（例）障がい者本人・家族が語った体験談（講演会、講習会で発表されたものを集めて冊子にしたもの）、『「聞こえ」のバリア解決への提言』（NHK出版）、『うつ病の人の気持ちが分かる本』（主婦の友社）、（絵本『さっちゃんの魔法の手』（偕成社）、『境界性パーソナリティ障害 18才のカルテ現在進行形』（星和書店）（これらの本を推薦しているのではありません。）</p> <p>提案：(B)</p> <p>県で作っている「神奈川コミュニティ</p>	<p>ご提案いただきましたご意見につきましては、社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシステムづくりを推進し地域の課題解決に努める市障害者自立支援協議会専門部会（就労部会、児童部会、精神部会、身体障害者部会）や関係機関等に実務提案をしてまいります。</p>

	<p>カレッジ」に「傾聴ボランティア養成講座-カウンセリングの基礎」、「こころのボランティア養成講座」等の講座が開催されている。それらの講座を実施している NPO 法人等と連携して、大和市内でも開催してもらおう。</p> <p>提案：(C)</p> <p>障がい者とつきあうことが多いであろうと思われる市民（例えば障がい施設のある地域の商店の従業員・店員・タクシ-の運転手など）に対してより多くの集中的な広報活動を行う。</p> <p>提案：(D)</p> <p>障がい者本人、その家族に対して、自らの障害の理解、社会における障がい（者）の歴史などを学ぶ機会をつくる（学校や医療機関などではなく）。</p>	
2 1	<p>障がい者福祉計画 2 施策の実施 3 - 1 情報提供の充実（P55）</p> <p>提案：障がい者本人、その家族及び市民は「この様な事は相談できるだろうか」、「どこに相談に行けばよいのか」などのことを、まだ知らないことが多いこともあり、考えている。現在、それなりの情報発信を市は行っている。また、相談機関も整備されつつあると思うが、それらを更に一步進めた形で、現在市が持っている相談機関・作業所等の社会資源の一覧・相談内容の例などを記載した案内パンフレット（広報やまのようなもの）を作成し、それらを、福祉施設・作業所・病院・警察署・郵便局・市内の鉄道の駅等に置く。「広報大和」の配布時に（併せて）配布する（自治会・民生委員などにも）。</p>	<p>現在、各種情報については、制度案内冊子（相談機関や通所施設等の社会資源含む）の配布やインターネット、広報紙への掲載など多様な方式で行っていますが、今後、施策を推進する中で各機関に協力を呼びかけます。</p> <p>また、広報やまとの配布先に配布すること（全戸配布）については、ホームページ上での掲載等も行っていることから予定しておりませんが、自治会や民生委員など地域の関係団体に積極的に情報提供を行います。</p>

<p>2 2</p>	<p>障がい者福祉計画 2 施策の実施 3 - 1 相談支援体制の充実 (P55) 提案：「なんでも・そうだん・やまと」を設けたことは評価したい。これをさらに進化・発展させていただきたい。障がい者福祉計画は全体として相当な量の事業となり、また対応も各方面にわたるものになると思う。全てをまとめる部署があり、そこに全ての情報と対応を集約し、それぞれの実行はそれぞれの関係部署・関係機関で行う、というようなことは、考えられないだろうか。「なんでも・そうだん・やまと」がその先駆けとならないだろうか、と思う。</p>	<p>障がい者の生活において保健・医療・福祉、親なき後の生活、権利擁護、虐待など様々な問題に対し総合的な対応が求められています。 本計画素案では、施策3-2「相談支援体制の充実」の「施策の方向性」において「様々問題への対応をより充実するため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置の検討」を定めております。(P55) また、市障害者自立支援協議会において、地域の実態や課題等の情報を共有し、地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシステムづくりを推進し地域の課題解決に努めます。(P51)</p>
<p>2 3</p>	<p>障がい者福祉計画 2 施策の実施 3 - 5 就労への支援 (P65) 就労について、障がい特性に合ったプログラムを作成することを前提に、そのプログラムを障がい者個々人に適用する際、障がい者は同じ障がいでも個人個人がそれぞれ違うので、プログラムをマニュアル的に適用しないように実施し、評価する委員会のようなものを設け、ノウハウなどを蓄積する。 (B) 就労支援プログラムに職業訓練のような考え方を取り入れられないか(ハローワークの各種訓練・講習会のようなもの)</p>	<p>現在、障害者自立支援法に基づく就労訓練においては、個別支援計画の策定が義務付けられており、障がいの特性など個々に応じた支援に努めています。対応の難しいケースや特徴的な取り組みなどは障害者自立支援協議会就労部会において、対応方法の検討や情報交換を行ない支援者等のスキルの向上に努めています。</p>

2 4	<p>2章 市の現状と課題 2)障害者数 (4)精神障がい者等(P12~P13)</p> <p>「精神障害者保健福祉手帳所持者 767人」「自立支援医療受給者数 2,350人」、この違いについて何か分析されたものがありますか。また、手帳所持者数の内で何名が障害年金を受給されているかという資料はありますか。所持者数と受給者数に違いがある場合は、その理由はなにか。そのような内容を調査したものはありますか。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者の人数と自立支援医療受給者の人数の違いについて、精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があり、手帳の交付を希望される方を対象としています。自立支援医療は精神疾患における通院医療費の一部に係る費用負担の支援を行うもので、手帳の該当にならない病状の方も多くいらっしゃいます。</p> <p>また、手帳所持者の内、障害年金の受給者については制度がちがうため、把握しておりません。</p>
2 5	<p>特別支援級に通学する人数が平成 12年度から平成 21 年度の 10 年間で、約 2 倍に増加している。しかし、市内への特別支援学校誘致は依然として進まず、中学校卒業者はやむを得ず市外の特別支援学校へ通わざるを得ない状況。市内に瀬谷養護学校の分教室はあるが、肢体不自由児の通学する学校はないため、高等部のみでも良いので市内に市立の高等部特別支援学校または分教室をつくっていただくことは出来ないか。</p>	<p>本計画素案では「施策の方向性」として「今後も、大和市内に県立の特別支援学校を設置するよう県に対して要望をしていくとともに、知的障がいの高等部入試選抜において、希望する高等部に入学できない事例が多くあることから、既存の県立高等学校においても分教室の設置を要望していきます。」としています。(P62)</p> <p>大和市内への特別支援学校設置については、通学バス及び分教室の充実と併せ、これまでも県への要望を繰り返してきました。県では、肢体不自由児の通学先に関しては、設備面とスタッフの専門性の視点から本校対応が好ましいと考えていますが、今後も要望を継続していきます。</p>
2 6	<p>重度の知的障がいや肢体不自由を有する移動困難者が単独でタクシーを利用する場合において、自動車税減免とタクシー券の交付の両方を受けることができるようにならないか。</p>	<p>移動については、地域生活支援事業としての移動支援事業の実施やタクシー券の交付、自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付を行っているほか、サービス提供事業所に対し送迎にかかわる経費の補助、協働事業として移動制約者の送迎を行うNPO法人に対して支援や助成を行うなど外出支援の充実に努めています。</p> <p>「福祉タクシー利用券」は、電車、バス等の通常の交通機関を利用することの</p>

		<p>困難な重度の障がい児者の支援として、タクシー及び非営利団体が提供する移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進することを目的として交付しています。</p> <p>主な移動手段の助成としての観点から「タクシー」か「自家用車」のいずれかを選択する事業としています。</p>
27	<p>医療的ケアを必要としている児者の、在宅生活並びに通学通所の支援はどのような施策が考えられているのでしょうか</p>	<p>在宅生活</p> <p>医療的ケアを必要としている児者の在宅生活支援に関して、本計画素案では断片的な支援とならぬよう、アンケートのほか、当事者団体へのヒアリングを行い、「障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実」や「障がい者施設の整備」「保健・医療の充実」など、施策の方向性としては、計画全般にライフステージに応じた包括的な視点で表しています。</p> <p>通学通所支援</p> <p>本計画素案では、医療的ケアを必要としている障がい者のみに限らず「移動に制約のある障がい者」として、地域において自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要と捉えています。</p> <p>地域生活支援事業として移動支援事業の実施やタクシー券の交付、自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付を行っているほか、サービス提供事業所に対し送迎にかかわる経費の補助、協働事業として移動制約者の送迎を行うNPO法人に対して支援や助成を行うなど外出支援の充実に努めてきましたが、計画策定のヒアリングにおいても送迎について、移動支援事業の利用やサービス提供者による送迎など多くの希望があることから、施策の方向性として、「日中活動を行う事業所への通所や福祉サービス利用のため</p>

		の通所、通園、通学について、実施主体、実施方法や役割分担などについて、サービス提供事業者や教育委員会など関係機関との調整を行いよりよい方法を検討する」としています。(P67)
--	--	---

計画案及び概要版については別ページに大和市障がい者福祉計画、大和市障がい者福祉計画概要版として掲載します。